

国民健康保険 に関するお知らせ

☎ 国保年金課給付係 ☎ 575-1198



◆ 国保加入脱退の手続きはお早めに

国保加入 社会保険などの資格を喪失した場合は、手続きが必要です。手続きが遅れると、国保税がまとめて課税されます。

国保脱退 社会保険などの資格を取得した場合は、手続きが必要です。社会保険などの加入中に国保の保険証などを使用した場合、伊達市から医療費の保険者負担分を請求される場合があります。

必要書類

- ・窓口に来庁する人の本人確認書類（顔写真付き）
 - ・社会保険等の資格喪失証明書（国保加入の場合）
 - ・加入した社会保険等の「保険証、資格取得証明書、資格確認書、資格情報のお知らせ」のいずれかひとつ（国保脱退の場合）
- ※委任状（別世帯の代理人が来庁する場合）

◆ 「国保学生特例制度（通称：マル学）」の令和7年度受付を開始

対象者 ①～③を全て満たす人

①伊達市の国民健康保険被保険者／②大学や専門学校などに進学するため市外に住所を移している／③伊達市にいる保護者から生活の支援（学費や生活費の仕送り）を受けている

申請方法 国保年金課（中央棟1階）、または各総合支所市民福祉係（保原総合支所除く）にお越しください。

必要書類

- ・窓口に来庁する人の本人確認書類（顔写真付き）
- ・在学証明書の原本（令和7年4月1日以降発行のもの）

その他

- ・令和6年度にマル学に該当し、令和7年度も継続して該当する人も申請が必要です。
- ・マル学に該当していた人が社会保険に加入した場合や学校を退学した場合には、手続きが必要です。

◆ 医療費通知の送付

医療費通知は、国民健康保険で受診した医療機関や医療費の状況をお知らせするものです。適正に医療費が請求されているかご確認ください。

確定申告の医療費控除に利用できます

控除を受ける際、領収書に代わり活用できます。再発行は時間を要するため、大切に保管してください。

令和7年度の発送時期

2カ月ごとにお知らせしておりましたが、**令和7年度からお知らせの回数を変更**いたします。

受診月	発送月（予定）
令和7年1月～10月	令和8年1月
令和7年11月～12月	令和8年3月

◆ 特別徴収開始通知を発送

☎ 国保年金課賦課係 ☎ 575-1198

令和7年度国民健康保険税について年金天引き（仮徴収）が開始する人に、3月14日付で発送しました。

※令和7年度中に75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行する人は、年金天引きではなく、普通徴収（納付書または口座振替）に変更になります。

前年度から継続して年金天引きの人

前年度2月と同じ金額が4月・6月・8月の年金から天引きされます。

令和7年4月より新たに年金天引きになる人

前年度の国保税を基に算出した金額が4月・6月・8月の年金から天引きされます。

国民年金 に関するお知らせ

☎ 東北福島年金事務所 ☎ 535-0141
☎ 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

◆ 「学生納付特例（学特）制度」の令和7年度受付を開始

受付窓口 東北福島年金事務所、国保年金課、各総合支所市民福祉係のいずれかにお越しください。

必要書類 ・窓口に来庁する人の身分証明書
・学生証のコピーまたは在学証明書の原本

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルでオンライン申請が可能です。

学特とは 大学生や専門学生などの前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度。申請することで、①将来の老齢基礎年金の受給資格の確保、②障がいを負ったときなどの障害基礎年金の受給資格の確保ができます。

